

令和7年度 学校経営に関する方針

～ 令和7年度 学校経営方針より抜粋 ～

荒川区立第三中学校長
下斗米 八穂

1 学校教育目標

人間尊重の精神に基づき、校訓「**人間としてかがやく**」をめざし、
知性 と 感性 に富み、**健やか** で **たくましく生きる** 生徒を 育成する。

めざす生徒像

- 学ぶことに興味・関心を抱く生徒
- 人前で自分を語れる表現力・発信力を身に付けた生徒
- 生徒会の一員として、委員・係・当番としての責任を果たす生徒

2 学校経営目標と方向性

「社会を構成する一員」としての自覚をもたせ、
社会人としてふさわしい資質・能力の基盤を育成する。

学級・学年・学校等の中で … 生徒主体の積極的な自治活動を通して社会的自立を促す。
教科等の中で … 対話的な学び・生徒同士の学びあいの授業を展開する。

(1) すべての教育活動をとおして、次の力を身に付けさせる。

- ① 多様な他者の考えや立場を理解し、
相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができる力
- ② 他者と協力・協働して社会に参画し、 今後の社会を積極的に形成することができる力
- ③ 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、
社会の中で役立つことを考えつつ、自己の可能性を肯定的に受け止め、
主体的に行動する力
- ④ 自らの思考や感情を律して すすんで学ぼうとする力
- ⑤ 活動をする上での様々な課題を発見・分析し、必要・有益・正確な情報を見極め、
適切な解決手段を考え、自分の活動を見直すことができる力
- ⑥ 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて、
多様な生き方に関する価値を理解し、自ら主体的に判断して人格を形成していく力

(2) 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合う生き方について考えを深めさせる。

(3) 地域と関わり、地域への愛着を深め、地域の一員としての自覚を高める。

(4) 特別支援学級との共同学習を推進し、多様な人々と望ましい人間関係を構築する力や、共に課題を解決していこうとする姿勢を身に付けさせる。

3 具体的方策

(1) 学校経営

- ① 「一人一人の生徒を大事にする」 を根底とし、
いじめ問題の被害生徒・加害生徒、認知の偏りのある生徒、障がいのある生徒、
食物アレルギーのある生徒、登校が困難な生徒、要保護児童等

に関し適切な対応をとるために、
学校いじめ防止対策校内委員会・特別支援教育校内委員会・不登校対策校内委員会・食物アレルギー対策校内委員会等、各組織がこれまで以上に機能する体制を整備する。

- ② 学校公開、校内の写真展示、学校ホームページの更新、スクリレによる情報配信や学校からの各種たよりの発行により、生徒の活動や保護者通知等を積極的に発信する。これらの情報をもって、地域・保護者へ教育活動の「見える化」を推進し、教育活動の連携の深化を図る。

(2) 学習指導

- ① 授業：生徒にとって 「何を理解しているか」 「何ができるか」
「理解していること・できることをどう使うか」
「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
について自己分析ができる授業を展開する。
- ② 読書活動：静寂な朝読書の時間による1日の始まりを徹底するとともに、
「創造性・想像性を高める」 「教養を高める」
「論理的文章構成に好感をもつ」 「メタ認知能力を高める」
ために読書活動を推進する。
- ③ 情報活用学習：専門家・先人の知識や考えの宝庫である学校図書館の中で、学習を進める。
ネットから収集した情報の正確性・有効性・有益性を見極める。
探究的学習活動：収集した情報を基に、自分の考えをまとめ、文字言語・音声言語、
あるいはプレゼンテーションソフトなどによりアウトプットする。
一方的なアウトプットにとどまらず、双方向の対話や議論に発展するよう
授業展開を工夫する。

(3) 生徒指導・進路指導

- ① 日常的に「一人一人の生徒を大事する」を根底とし、主に学級担任・学年教員が核となり教員が生徒理解に努め、一人一人の生徒とのコミュニケーションを図る生活指導を行う。生徒が問題行動を起こしてしまったときは、社会的に許されないことについては毅然とした態度で説明し納得させる。また、課題となっている様子や改善されている側面などを一定期間連絡して、保護者と連携をした指導を進める。なお、重大性や緊急性は、教員個人で判断しないために、また教員が一人で抱え込まないためにも、「報告・連絡・相談」そして「記録」を徹底する。そして、緊急時・重大事には、早急な対応がとれるよう生活指導部の方針に基づき学校体制で対応する。
- ② いじめの未然防止を図ることはもちろんのこと、早期発見に努める。いじめに発展する可能性を教員が察知したときは、速やかに学校いじめ防止対策校内委員会を開催し組織的対応をする。いじめ行為の具体の解明とそれが許されないこと、そしてその原因となっていたことが起きないようにするための手立ての順で考え、いじめられた生徒の保護者の感情に寄り添い、双方の保護者と連携を進める。
また、いじめをしてしまった保護者の心の中にそれを認知したくないという心情がわいてくることを踏まえたうえで、「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「大切なことはその経験を苦い経験として生徒本人が受け止めてリスタートすることにより、生徒はより一層人格が形成されていくこと」を伝えていく。
- ④ 認知の偏りや障がいのある生徒については、そのことに伴って当該の生徒が学校生活上、「何に困っているか」という視点に立ってスクールカウンセラー・発達心理士とともに観察・分析する。
- ⑤ 「職場訪問」「勤労留学」等を通して、職業人の社会性や専門性に触れることにより、勤労観・職業観を養う。
- ⑥ 第3学年では、進路希望調査・三者面談を通して適切な進路情報を提供し、生徒本人及び保護者との協議の中で意思決定ができるように促していく。特に、実際に訪問して情報を収集し、他と比較検討するなど、情動的に判断するのではなく、分析的に判断できるよう指導する。

(4) 特別活動・その他

「一人一人の生徒を大事にする」を根底とし、生徒が存在意義を感じられる学年・学級経営自治活動の継承 / 食育活動の充実 / 働き方改革推進による生徒と向き合う機会の改善